

## 動物検疫の輸出入検査等に係る不適切な事例

平成21年

輸出・輸入	品名	生産国／仕向国	違反根拠条文	概要	措置状況
輸入	ケナフ(乾草)	インドネシア、タイ	家畜伝染病予防法第36条	輸入禁止品であるケナフを輸入していた。	再発防止の徹底を指導。
輸出	ハム、ソーセージ	インドネシア	家畜伝染病予防法第45条	検査を受けることなくハム、ソーセージ等を輸出していた。	再発防止の徹底を指導。
輸入	あひる羽毛	中国	家畜伝染病予防法第40条	検査を受けることなくあひる羽毛(衣料品用)を輸入していた。	再発防止の徹底を指導。